

基準項目	使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準	対処事項			使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準
	基準	(下線部は、情報機器の輸出時の中古品該当性の判断のため、特に必要な対処事項としてRITEAが定めたもの)			輸出者による証明方法の例
全般		<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報機器の輸出対象は、直接再利用が可能な完全動作品のみとし、輸出国先で修理した上での再利用や部品取り目的での輸出は認めない。 ○ 「業務用コピー機(印刷機を含む)」、「業務用複合機」、「業務用ページプリンタ(プロッタを含む)」からなる「輸出用リユースプリンタ機器」の製品化を行う事業者は、セキュリティのある事業場での作業、国内向けと輸出向けの別管理体制、輸出用機器の装置別個体管理等について、RITEAによる審査を受け『輸出用リユースプリンタ機器製品化登録者』の資格を取得することが求められる。 ○ 平成27年4月20日以降、『輸出用リユースプリンタ機器製品化登録者』は、輸出品にRITEAの指定するロゴシールの貼り付けを行う。 ○ ロゴシールの貼り付けをした製品は、輸出機器の装置別仕様管理、セキュリティのある倉庫での保管体制、輸出国別販売実績・販売形態の把握等について、RITEAによる審査を受け、『リユース情報機器輸出取扱事業者(プリンタ機器取扱い)』の資格を取得した事業者のみが輸出できることとする。 ○ 「輸出用リユースプリンタ機器」では、継続的な使用のためには、当該のプリンタ機器用の消耗品等の確保が必須であることから、輸入国側で、当該のプリンタ機器用の消耗品である「感光体ドラム」や「トナーカートリッジ」等の入手が現地で継続的にできていることが必要である。(「感光体ドラム」のことを装置メーカーによっては、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、イメージドラム、ドラム等の名称を使用している場合がある。) ○ ロゴシールを貼り付けをする製品については、個体管理を行い、コンテナの製品毎に、年式・外観、正常作動性に関する確認状況を一覧表として整備する。 			
	基準	業務用コピー機(印刷機を含む)	業務用複合機	業務用ページプリンタ(プロッタを含む)	輸出者による証明方法の例
① 年式・外観	破損や傷、汚れがないこと(大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない)	<p>【年式】</p> <p>→ 新製品製造から10年以内(印刷機は15年以内)</p> <p>※ ただし、輸入国側で輸入許可条件として、<u>新製品製造後年数を規定している場合はその条件にしたがう。</u></p> <p>【外観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電源プラグの溶痕(キズ)、変形のないこと、電源コード劣化・キズ(半断線、亀裂)がないことを確認する。 ➢ 製品のネジが緩んでいる場合は締め直す。 ➢ 次に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ● 機器の部材が抜かれ、装置外形に穴が見えるもの ● 元の機器原形を留めていないもの ● 機器のコンソールパネル等の液晶画面表示部が割れているもの ➢ 確認結果について、個々の製品毎に記録を行う。 	<p>【年式】</p> <p>→ 新製品製造から10年以内</p> <p>※ ただし、輸入国側で輸入許可条件として、<u>新製品製造後年数を規定している場合はその条件にしたがう。</u></p> <p>【外観】</p> <p>→ 同左</p> <p>→ 同左</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同左 <ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● 同左 ● 同左 <p>→ 同左</p>	<p>【年式】</p> <p>→ 新製品製造から10年以内(プロッタは15年以内)</p> <p>※ ただし、輸入国側で輸入許可条件として、<u>新製品製造後年数を規定している場合はその条件にしたがう。</u></p> <p>【外観】</p> <p>→ 同左</p> <p>→ 同左</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同左 <ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● 同左 ● 同左 <p>→ 同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカー及び破損等のないことを確認し、その結果の記録、もしくは、その事実を確認できる書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。記録については、開披せずとも確認できるようにしておくこと。 - また、求めに応じ目視可能な状態にしておくこと。 ※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておくこと。
	基準	業務用コピー機(印刷機を含む)	業務用複合機	業務用ページプリンタ(プロッタを含む)	輸出者による証明方法の例
② 正常作動性	通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること ※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>電源をオンにする。その後、一定量の印刷データが装置内部に残っている可能性が高いため、装置に内蔵している機能等を用いてこれらのデータの消去を行う。</u> ※ <u>電源スイッチが動かず、装置が動作しないものは、完全動作品とは見なさない。</u> 	<p>→ <u>電源をオンにする。その後、一定量の印刷データ、受発信履歴情報、FAX機能使用時の相手先番号が装置内部に保存されている可能性が高いため、装置に内蔵している機能等を用いてこれらのデータの消去を行う。</u></p> <p>※ 同左</p>	<p>→ 電源をオンにする。</p> <p>※ 同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 個別製品ごとの正常作動検査の結果、個別製品の種類ごとの正常作動検査方法及び検査実施状況を撮影した写真を記録し、検査内容に責任を負う事業者名・連絡先と併せて、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。開披せずとも記録を確認できるようにしておくこと。 - 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておくこと。

基準項目	使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準	対処事項			使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準
	基準	(下線部は、情報機器の輸出時の中古品該当性の判断のため、特に必要な対処事項としてRITEAが定めたもの)			輸出者による証明方法の例
② 正常作動性 (続き)		<ul style="list-style-type: none"> ➤ データ消去が正常に行われた後、製品の電源オン/オフスイッチ部が正常動作するか、繰り返し複数回操作を行う。 ➤ この際、「異臭のないこと」及び「異常音の無いこと」を確認する。 ➤ コンソールパネルの液晶表示部について、「バックライトが正常に機能し、画像が鮮明であること」(輝度確認・コントラスト確認)を行う。 ➤ 機器の作動に必要な付属品・消耗品(感光体ドラム、トナーカートリッジ)が欠損している場合は、現地での使用方法、付属品・消耗品の調達方法を確認する。 ➤ 確認結果について、個々の製品毎に記録を行う。 ➤ 正常な印刷結果の確認として、個々の製品ごとに印字サンプル用紙(A4サイズ1~2枚、当該装置の型名と製造番号も印刷されていること)を透明袋に入れ、各製品の上部に剥がれないようテープ留めを行う。 	→ 同左	→ 同左	<ul style="list-style-type: none"> - 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸入国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 蓄電池が内蔵されているときは、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
		基準	業務用コピー機(印刷機を含む)	業務用複合機	
③ 梱包・積載状態	荷姿等が適切であること(集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別に包装する等し、整然と積載する。 ➤ 積み込みを行うまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。 ➤ コンソールパネル等の液晶表示部については、段ボール紙等により画面保護を行う。 ➤ 輸送中の装置傷発生を防止するため、付属品等の小型のものを装置に実装しない場合には、当該の装置型名・装置製造番号を記載した段ボール箱等に整然と積載し、当該装置と同じコンテナに積載する。(但し、大型の装置等の積載を行うため、同じコンテナに、付属品等の小型の物を入れた段ボール箱等の積載が困難な場合は、同時輸出を行う別コンテナに積載することも可とする。) 	同左	→ 同左	<ul style="list-style-type: none"> - 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真(コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上)を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと

	基準	業務用コピー機（印刷機を含む）	業務用複合機	業務用ページプリンタ（プロッタを含む）	輸出者による証明方法の例
④ 中古取引の事実関係	<p>契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること</p> <p>※ 当該契約書等には、</p> <p>(i) 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）</p> <p>(ii) 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること</p>	<p>➤ 契約書等によりリユース品取引の事実関係等を証する書類を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リユース品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む） ● 輸出国先での部品取り等の用途のためでないことを記載 	→ 同左	→ 同左	- 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
⑤ 中古市場	輸入国において当該製品の中古市場があること	<p>➤ 輸出国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。</p> <p>➤ 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。</p>	→ 同左 → 同左	→ 同左 → 同左	- 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

以上